４　住生活サービス産業振興官は、命を受けて、住生活の安定の確保及び向上の促進に資するサービス産業の振興に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

５　住宅活用調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち住宅の活用に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

６　民間事業支援調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　住宅局の所掌事務に関する民間事業者の支援に係る施策の調整に関すること（住宅経済・法制課の所掌に属するものを除く。）。

二　独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること（都市局及び住宅総合整備課の所掌に属するものを除く。）。

（住宅金融室）

第七十五条　住宅経済・法制課に、住宅金融室を置く。

２　住宅金融室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　住宅金融に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　住宅資金の貸付債権の証券化に関すること。

三　独立行政法人住宅金融支援機構の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関すること（市街地建築課の所掌に属するものを除く。）。

四　勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の規定による勤労者財産形成政策基本方針（勤労者の持家の取得又は改良に係る部分に限る。）の策定に関すること。

３　住宅金融室に、室長を置く。

（木造住宅振興室並びに住宅産業適正化調整官、評価業務等監督調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官）

第七十七条　住宅生産課に、木造住宅振興室並びに住宅産業適正化調整官、評価業務等監督調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官それぞれ一人を置く。

２・３　（略）

（削る）

４・５　（略）

６　住宅ストック活用・リフォーム推進官は、命を受けて、住宅のリフォームに関する新工法及び施工技術の指導及び助成に関する事務その他の住宅ストックの活用及び住宅のリフォームに関する事務（参事官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（建築安全調査室及び建築物事故調査・防災対策室並びに建築業務適正化推進官、昇降機等事故対策官、監督調整官及び建築設計環境適正化推進官）

第七十八条　建築指導課に、建築安全調査室及び建築物事故調査・防災対策室並びに建築業務適正化推進官、昇降機等事故対策官、監督調整官及び建築設計環境適正化推進官それぞれ一人を置く。

（新設）

（新設）

（新設）

（住生活サービス産業振興官及び住宅活用調整官）

第七十五条　住宅政策課に、住生活サービス産業振興官及び住宅活用調整官それぞれ一人を置く。

２　住生活サービス産業振興官は、命を受けて、住生活の安定の確保及び向上の促進に資するサービス産業の振興に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

３　住宅活用調整官は、命を受けて、住宅政策課の所掌事務のうち住宅の活用に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（木造住宅振興室及び住宅瑕疵担保対策室並びに住宅産業適正化調整官、評価業務等監督調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官）

第七十七条　住宅生産課に、木造住宅振興室及び住宅瑕疵担保対策室並びに住宅産業適正化調整官、評価業務等監督調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官それぞれ一人を置く。

２・３　（略）

４　住宅瑕疵担保対策室は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）の施行に関する事務（不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

５　住宅瑕疵担保対策室に、室長を置く。

６・７　（略）

８　住宅ストック活用・リフォーム推進官は、命を受けて、住宅のリフォームに関する新工法及び施工技術の指導及び助成に関する事務その他の住宅ストックの活用及び住宅のリフォームに関する事務（住宅瑕疵担保対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（建築業務監理室、建築安全調査室及び建築物事故調査・防災対策室並びに昇降機等事故対策官、監督調整官及び建築設計環境適正化推進官）

第七十八条　建築指導課に、建築業務監理室、建築安全調査室及び建築物事故調査・防災対策室並びに昇降機等事故対策官、監督調整官及び建築設計環境適正化推進官それぞれ一人を置く。